

平成5年度執行部です

中央執行委員長 青山 圭一 (岡山日赤)	中央執行委員長 川島 環 (鳥取日赤)	中央執行委員長 山田 徳子 (福島日赤)	中央書記長 梅村 正一 (名二日赤)	中央会計 小池 且子 (芳賀日赤)	中央執行委員 増田 淑雅 (名二日赤)	中央執行委員 坂本 樹由 (足利日赤)
中央執行委員 浜崎 健蔵 (岡山日赤)	会計監査委員 冨江 武司 (大津日赤)	会計監査委員 浦方 英二 (唐津日赤)	顧問 川出 富治 (元名一日赤)	相談役 園部 順 (茨城血セ)	相談役 松本 晃 (鳥取日赤)	

退任のご挨拶

中央副執行委員長
窪岡 博

全国の組合員の皆さま、この三年間本部役員として大役を果たされたことは、本部役員及び全国単組の皆さまの御支援と御指導のおかげと、深く感謝しております。

私自身におきましても、これまでの人生の中で最も充実した期間であり、勉強させていただいた期間であったと思っております。そして役員として常に労働者の立場に立ち、組合員の利益のために実践することの困難さを痛感しました。

今後は一労働者、一組合員として頑張っていきたいと思っております。本当に有りかたうございませぬ。

中央会計
増井 富雄

青山中央執行委員長を長とした執行体制のもと、二年間本部役員を務めさせていただきました。役職の責務を果たすべく、努力をいたしましたつもりでございます。

中央執行委員
坂本 樹由 氏

昭和三十年、群馬県館林市に生まれる。昭和五十三年、足利赤十字病院に入社。現在、同病院長兼副勤務。平成四年度、単組の組合長を拝命。本年新たに本部執行委員となる。

性格は生まれ育った田舎風景の如し。のんびり穏やかで、とりたての新鮮米のように粘り強いのである。

就任の挨拶としましては、我が足利単組は、第二ブロック内

新役員です。ようこそ！

中央執行委員

飛行機、新しいところではパソコン。晴耕雨読ならぬ、晴飛行両ピコピコ、つまり晴れた日には渡瀬川の河川敷でパソコン飛行機を操り、雨の日にはパソコンに夢中という、至極健康的な普通のおじさんである。

性格は生まれ育った田舎風景の如し。のんびり穏やかで、とりたての新鮮米のように粘り強いのである。

就任の挨拶としましては、我が足利単組は、第二ブロック内

退任のご挨拶

中央執行委員
浜崎 健蔵 氏

血液センター単組出身の新役員でも組合員数二百余名を擁するの誕生に至らなかったことは、一番大きい単組ですが、今だから誠に残念であります。しかし、新本部執行部により必ずこのことを力ハバしていただけるものと確信しております。これからは、以前より増して血液センター単組の力強いご支援とご協力が必要であると考えます。

職員過半数を擁する組合は、法律で規定された唯一の労働者側の組織であります。そして、もう一方の経営者側と、お互いにその機能を発揮すること、病院という巨大組織が円滑に動くものと思っております。そのために、我々は組合という組織を大切に維持してゆかねばなりません。

病院及び医療を取り巻くこの冬の時代に、組合加入者と非加入者の違いはどこにあるのかという問いかけに真正面から応えられるように、自分たちの職場、組織に対する関心を深めねばならないと思っております。

そのために本部執行委員としての組合員の皆様へ何が還元できるのでしょうか。

単組の交渉では、近辺の日赤組織と比較検討する場合があります。その時、本部配布の調査記録が大いに役立ちます。

労働保険のしくみ

知っていますか

労働者が失業した場合に、必要給付を行なうことにより、労働者の生活の安定を図るとともに、求職活動を容易にするなど再就職を促進し、併せて労働者の職業の安定に資するため、失業の予防及び雇用機会の増大、雇用構造の改善、労働能力の開発及び向上、その他労働者の福祉の増進を図ることを目的とした制度です。

この目的を達成するため、失

北から南から

組合結成三十周年を祝う
大田原日赤職組

昭和三十一年十一月三十日、念祝賀会を挙りました。式典は執行委員長挨拶に始まり、歴代執行委員長の表彰、来賓者の祝辞と、厳かに行われました。

また祝賀会は、物まねグループ「クリソツ」のアトラクショント、若者の多い組合ならではの盛り上がりを見せました。

当日は、基本手当の一日当りの日額によって受給するために、定年時に離職してしまうケースが多く、このため定年後の勤務延長または再雇用等を阻害しているという指摘がありました。今回の改正の狙いは、この不利な現状を是正することにあります。



☆雇用保険法一部改正

平成四年法律第八号で、雇用保険法の一部改正(定年時の雇用保険の受給)について、あります。

定年を迎える者に、労働基準法の災害補償の規定に基づき使用者責任を代行する機能をもち、業務災害や通勤災害を受けた労働者の負傷・病氣・死亡等に対し事業主が再雇用期間の賃金を定年時の賃金に比べて通常低くなります。この場合、勤務延長または再雇用後退職すれば再雇用後退職すれば低い賃金により基本手当日額が算定されることから、定年時の高い賃金に基づく基本手当

☆雇用保険法の概要は

雇用保険法による基本手当は被保険者が離職し失業している

☆労働保険とは

雇用保険と労働者災害補償保険(労災保険)を総称したものを、労働者を雇用する事業所が開始された日から保険関係が生じ、保険加入者(事業主)は保険料を負い、被保険者(労働者)は失業の予防及び雇用機会の増大、雇用構造の改善、労働能力の開発及び向上、その他労働者の福祉の増進を図ることを目的とした制度です。

☆労働保険とは

労働者が失業した場合に、必要給付を行なうことにより、労働者の生活の安定を図るとともに、求職活動を容易にするなど再就職を促進し、併せて労働者の職業の安定に資するため、失業の予防及び雇用機会の増大、雇用構造の改善、労働能力の開発及び向上、その他労働者の福祉の増進を図ることを目的とした制度です。

☆雇用保険の概要は

雇用保険法による基本手当は被保険者が離職し失業している

☆労働保険とは

雇用保険と労働者災害補償保険(労災保険)を総称したものを、労働者を雇用する事業所が開始された日から保険関係が生じ、保険加入者(事業主)は保険料を負い、被保険者(労働者)は失業の予防及び雇用機会の増大、雇用構造の改善、労働能力の開発及び向上、その他労働者の福祉の増進を図ることを目的とした制度です。

☆労働保険とは

雇用保険と労働者災害補償保険(労災保険)を総称したものを、労働者を雇用する事業所が開始された日から保険関係が生じ、保険加入者(事業主)は保険料を負い、被保険者(労働者)は失業の予防及び雇用機会の増大、雇用構造の改善、労働能力の開発及び向上、その他労働者の福祉の増進を図ることを目的とした制度です。

☆雇用保険の概要は

雇用保険法による基本手当は被保険者が離職し失業している

☆労働保険とは

雇用保険と労働者災害補償保険(労災保険)を総称したものを、労働者を雇用する事業所が開始された日から保険関係が生じ、保険加入者(事業主)は保険料を負い、被保険者(労働者)は失業の予防及び雇用機会の増大、雇用構造の改善、労働能力の開発及び向上、その他労働者の福祉の増進を図ることを目的とした制度です。



☆雇用保険法の一部改正

平成四年法律第八号で、雇用保険法の一部改正(定年時の雇用保険の受給)について、あります。

定年を迎える者に、労働基準法の災害補償の規定に基づき使用者責任を代行する機能をもち、業務災害や通勤災害を受けた労働者の負傷・病氣・死亡等に対し事業主が再雇用期間の賃金を定年時の賃金に比べて通常低くなります。この場合、勤務延長または再雇用後退職すれば再雇用後退職すれば低い賃金により基本手当日額が算定されることから、定年時の高い賃金に基づく基本手当

☆雇用保険法の概要は

雇用保険法による基本手当は被保険者が離職し失業している

☆労働保険とは

雇用保険と労働者災害補償保険(労災保険)を総称したものを、労働者を雇用する事業所が開始された日から保険関係が生じ、保険加入者(事業主)は保険料を負い、被保険者(労働者)は失業の予防及び雇用機会の増大、雇用構造の改善、労働能力の開発及び向上、その他労働者の福祉の増進を図ることを目的とした制度です。

☆労働保険とは

雇用保険と労働者災害補償保険(労災保険)を総称したものを、労働者を雇用する事業所が開始された日から保険関係が生じ、保険加入者(事業主)は保険料を負い、被保険者(労働者)は失業の予防及び雇用機会の増大、雇用構造の改善、労働能力の開発及び向上、その他労働者の福祉の増進を図ることを目的とした制度です。

☆雇用保険の概要は

雇用保険法による基本手当は被保険者が離職し失業している

☆労働保険とは

雇用保険と労働者災害補償保険(労災保険)を総称したものを、労働者を雇用する事業所が開始された日から保険関係が生じ、保険加入者(事業主)は保険料を負い、被保険者(労働者)は失業の予防及び雇用機会の増大、雇用構造の改善、労働能力の開発及び向上、その他労働者の福祉の増進を図ることを目的とした制度です。